

スマート農業機械導入補助金

農業生産現場の課題を解決する新たな生産方式を確立するための取組を支援し、農業技術のデジタル化に資するため、省力化機械等の導入を支援します。

補助対象者

市内在住の農業者（個人・法人）

補助上限額

- ・対象経費の1／2以内
- ・1経営体当たり上限額50万円

補助対象経費

スマート農業機械購入費用

補助対象者が交付要綱に基づいて行う次の対象経費

- (1) GPS付きガイダンス・自動操舵システム
(田植機、トラクター、コンバイン本体を含む)
- (2) ドローン（充電器・バッテリーを含む）
 - ・このほかのスマート農業に関する機械または付属品などの経費は対象外
 - ・過去に本補助金の交付を受けた方は対象外
 - ・経費は令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払が完了するもの

(3) 水田センサー（給水弁含む）

※上記（1）及び（2）を導入した場合でも導入できます。

※上限額以内であれば導入個数制限はありません。

※水田センサーについては、2回目の導入を認めます。

（ただし、1経営体当たりの上限額は50万円となります。

例：1回目の申請で10万円の補助を受けている場合、
2回目の上限額は40万円となります。）

スケジュール

- ・申請開始 令和7年 5月 1日
- ・受付締切 令和7年12月26日

申請書類

- ・機械購入の契約書の写し
(契約前の場合、見積書の写し)
- ・振込先口座及び口座名義人が確認できるもの（通帳など）